

エコマーク商品類型 No. 102「印刷インキ Version2.7」認定基準の部分的な改定について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の趣旨

紫外線硬化型の紙用の印刷インキについては、紙のリサイクル適正として脱墨性について、No.102「印刷インキVersion2」でD.その他のインキの区分に基準項目を設けている。本認定基準が制定された当時は、定量的な基準ではなかったが、2006年3月発行の財団法人古紙再生促進センターおよび社団法人日本印刷産業連合会による「古紙リサイクル対応型シール・UV インキの標準試験法確立と評価基準設定に関する調査報告書」の報告書が公表され、またそれに基づいて印刷インキ工業連合会の「リサイクル対応型UV インキの業界暫定基準」（定量的な基準）が定められたことからエコマークの印刷インキの基準を部分改定し、整合を図ってきた。その後、標準試験法確立と評価基準設定に関する調査は継続的に進められ、2012年4月に、印刷インキ工業連合会は、従来からの標準試験法および評価基準についての見直しを実施し、一部を改訂した。

そのため、引用元の印刷インキ工業連合会の規格と整合をとるために部分改定を行う。

2. 改定箇所

<改定箇所のみ抜粋> (赤字下線部を追加、見え消し部を削除)

D.その他のインキ

(20) 申込印刷インキを使用した印刷物をリサイクルし再生紙を製造する際に、脱墨時の環境負荷が従来の油性印刷インキを使用したものに比べて増加しないこと。

紫外線硬化型の紙用の印刷インキについては、脱墨性に特に配慮して設計された印刷インキであって、油性印刷インキと同等またはそれ以上の脱墨性を有するものであること。具体的には、印刷インキ工業連合会の定める「リサイクル対応型UVインキ」であること。
別表1の財団法人古紙再生促進センター・社団法人日本印刷産業連合会「リサイクル対応型UVインキ標準試験法」に従い、1回の試験で測定されたダート面積が20mm²未満であること。なお、紫外線硬化型の紙用の印刷インキの塗膜硬化・乾燥条件が別表1「1. 試験料」と異なる場合には、申込インキ・推奨印刷機の仕様にあわせた硬化・乾燥条件で試験料を作成することも可とする。

【証明方法】

再生紙を製造する工場または工業試験場が発行する試験結果などの証明書を提出すること。紫外線硬化型の紙用の印刷インキについては、印刷インキ工業連合会の定める「リサイクル対応型UVインキ」であることを示す試験結果などの証明書を提出すること。
紫外線硬化型の紙用の印刷インキについては、再生紙を製造する工場または工業試験場が発行する試験結果を提出すること。なお、申込インキ・推奨印刷機の仕様にあわせた硬化・乾燥条件を設定して試験した場合には、その設定条件を提示すること。

また、別表1を削除する。

3. 改定日：2012年10月1日

以上